



議案第十三号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十二年二月一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年貳月壹日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和三十三年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第一項中「三月二十日」を「三月十五日」に「及び」を「並びに」に改め「という」の下に「及び前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十六号の確定申告書を提出した者」を加え同条第四項、第五項及び第七項中「三月二十日」を「三月十五日」に改める。

附 則

1. この条例は公布の日から施行し昭和四十二年一月一日より適用する。

2. この条例による改正後の町税条例第三十六条の二の規定は昭和四十二年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。